
旭川市駐車場整備計画

平成 28 年（2016 年）3 月

旭 川 市

目次

I 駐車場整備計画とは	・・・・・・・・	1
II 駐車場整備地区の現状と将来推計	・・・・・・・・	4
III 駐車場整備に関する課題	・・・・・・・・	7
IV 駐車場整備に関する基本方針	・・・・・・・・	11
V 駐車場整備に関する施策	・・・・・・・・	12

I 駐車場整備計画とは

■ 計画見直しの背景

本市では、昭和48年に平和通買物公園を中心とする都心部に「駐車場整備地区」を定め、あわせて「旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」（以下、「附置義務条例」という。）を制定することで、都心部における駐車場整備の推進に努めてきました。

その後の急激なモータリゼーションの進展により、自動車依存型の交通体系が形成され、駐車場不足による路上駐車増加や交通渋滞の発生など、さらなる交通機能の低下が問題となったことから、平成11年に北彩都あさひかわ地区を含む範囲に駐車場整備地区を拡大するとともに附置義務条例を改正し、さらには「旭川市駐車場整備計画」を策定することで、量的整備を中心に駐車場に関する様々な施策を行ってきました。

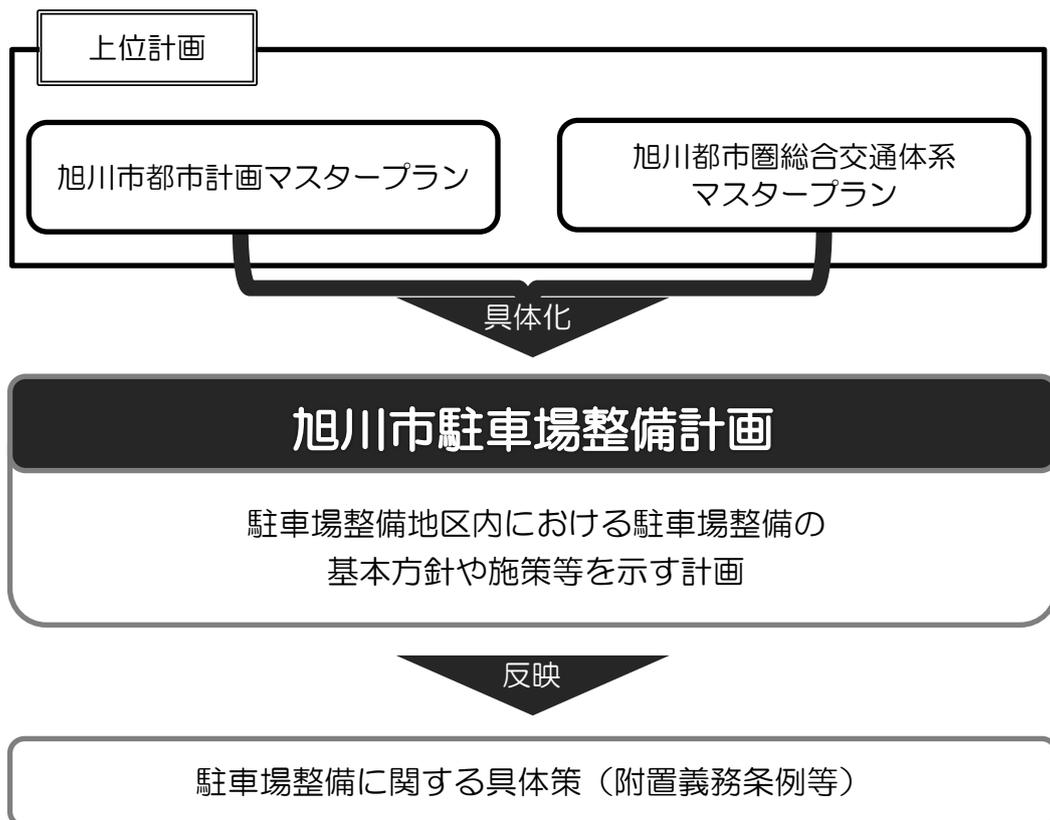
しかしながら、近年、人口減少や少子高齢化に伴い、駐車需要が減少傾向にあることに加え、中心市街地の空洞化等に伴う空き地の増加により、小規模な平面駐車場としての跡地利用が増加傾向にあるなど、駐車場を取り巻く社会情勢が著しく変化している状況にあります。

また、まちづくりにおいても、これら様々な社会問題に対応するため、コンパクトなまちづくりや低炭素型都市構造へと方向転換されつつあり、中心市街地の土地利用の促進を図る上で、駐車場整備に関しても、その適正な配置や規模の設定、集約化など新たな取組の検討も必要となってきています。

このようなことから、駐車場整備地区における駐車場の実態等を踏まえ、将来における需給バランスやまちづくりの動向に沿った取組を進めていくことにより、良好な駐車環境の創出を図るため、本計画の見直しを行います。

■ 計画の位置付け・目的

本計画は、上位計画である旭川市都市計画マスタープランや旭川都市圏総合交通体系マスタープラン等で目指している都市像の実現に向け、駐車場整備地区における良好な駐車環境の整備を図り、将来にわたり円滑な道路交通を確保していくために策定するものであり、本計画においては駐車場整備に関する基本方針や施策を定めることとします。



■ 計画の対象区域(駐車場整備地区)

本計画の対象区域は、図1に示すとおり、既成都心部と北彩都あさひかわ地区を包括する駐車場整備地区になります。

◎ 駐車場整備地区とは

主に都心部の商業地域やその周辺における自動車交通が著しく混雑する地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域です。

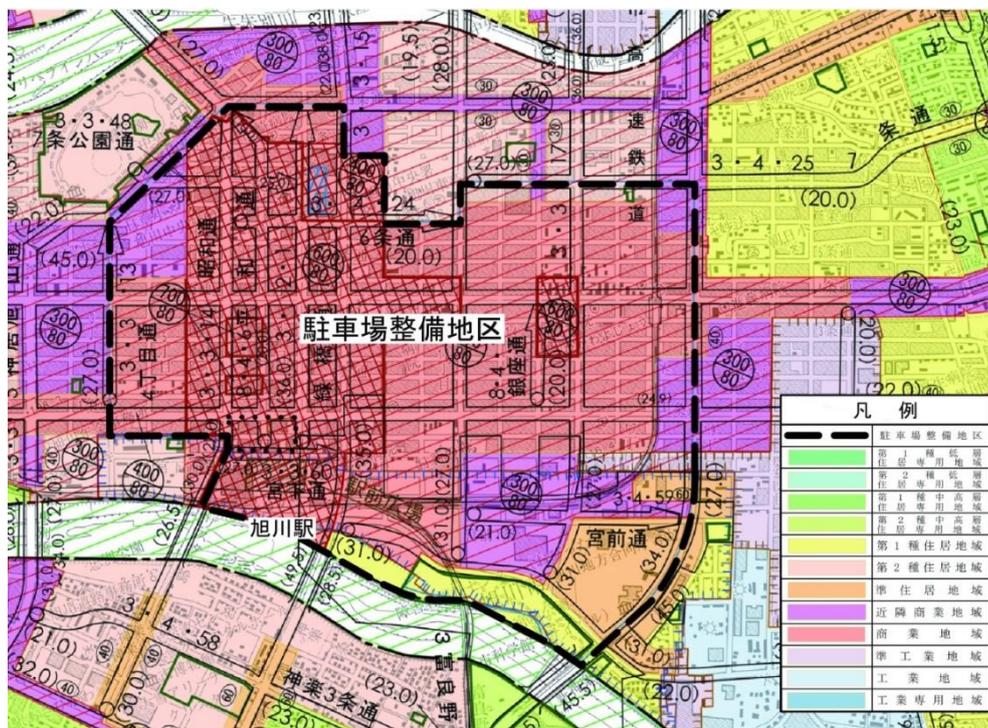


図1 駐車場整備地区

Ⅱ 駐車場整備地区の現状と将来推計

駐車場整備地区内において実施した「供給量調査」や「アンケート調査」の結果をもとに、駐車場整備地区を建築物の集積状況（用途・延床面積等）等の地区特性に応じて5地区に区分（図2参照）し、現状及び将来における需給バランスや利用者ニーズ等を把握するため、表1のとおり整理します。

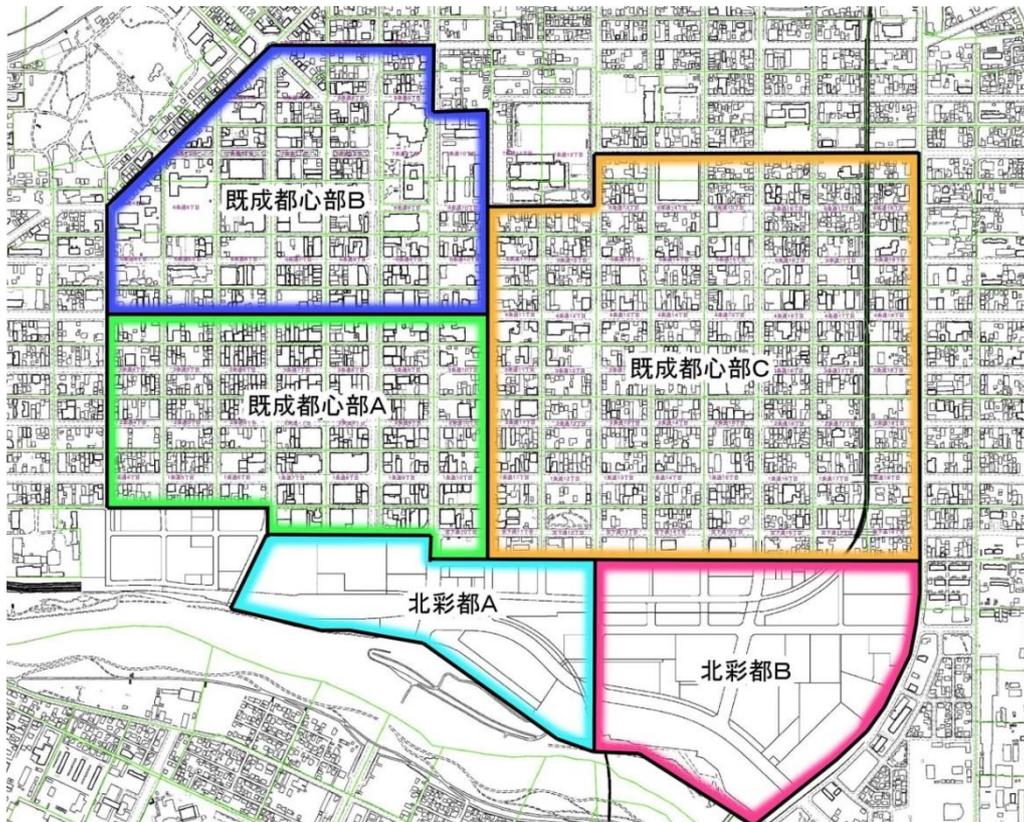


図2 土地利用の特性ごとに区分した地区

表1 駐車場整備地区内の現状と将来推計

調査項目			既成都心部地区			北彩都あさひかわ地区	
			既成都心部A	既成都心部B	既成都心部C	北彩都A	北彩都B
主な集積建築物			<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設 ・業務施設 ・宿泊施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務施設 ・文教厚生施設 ・商業施設 ・宿泊施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅 ・商業施設 ・業務施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設 ・宿泊施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・文教厚生施設 ・商業施設 ・集合住宅
供給量	現状 (H27) (※1)	全体	27,866台 (時間貸：6,616台、月極・専用：21,250台)				
		地区別	6,658台	6,094台	11,028台	1,770台	2,316台
	将来推計 (H37)	全体	29,972台				
		地区別	6,658台	6,094台	11,028台	2,434台	3,758台
需要量	現状 (H27) (※2)	全体 [上段:平日] [下段:休日]	15,279台 15,208台				
		地区別 [上段:平日] [下段:休日]	4,540台 5,518台	4,552台 2,790台	4,603台 4,806台	779台 1,421台	805台 673台
	将来推計 (H37)	全体 [上段:平日] [下段:休日]	15,573台 15,685台				
		地区別 [上段:平日] [下段:休日]	4,363台 5,303台	4,374台 2,681台	4,423台 4,619台	1,373台 1,874台	1,040台 1,208台
将来の需要に対する供給の割合 (H37)	全体 [上段:平日] [下段:休日]	1.9倍 1.9倍					
	地区別 [上段:平日] [下段:休日]	1.5倍 1.3倍	1.4倍 2.3倍	2.5倍 2.4倍	1.8倍 1.3倍	3.6倍 3.1倍	
その他	駐車場現況 (H26) ピーク時占有率 [上段:平日] [下段:休日]	時間貸	35% 50%				
		月極専用	61% 56%				
	路上駐車台数 (100m当たり)	[H6年] 3.3台/100m → [H26年] 1.4台/100m					
	駐車場の箇所数に対する意識	多い：11% 適当：61% 少ない：28%					
	駐車場の継続意向	永続的：61% 当面継続：30% 廃止予定：9%					

※1 駐車場整備地区内における駐車場実態調査の結果に基づく実測値

※2 需要原単位(建物用途別の一定の床面積毎に必要な駐車台数)に建物用途別床面積の合計を掛けて算出した値

◎ 現在の需要に対して余剰傾向にある整備量

調査結果等を取りまとめた内容から、駐車場整備の現状と将来推計を分析すると、現在の需給バランスでは、図3に示すとおり、各地区で需給量の差にばらつきがあるものの、全体としては「供給量」が「需要量」を上回っています。

また、供給量に対して、どのくらい駐車されていたかを示す占有率についても、ピーク時で5割程度にとどまっていることなどから、駐車台数は余剰傾向にあります。

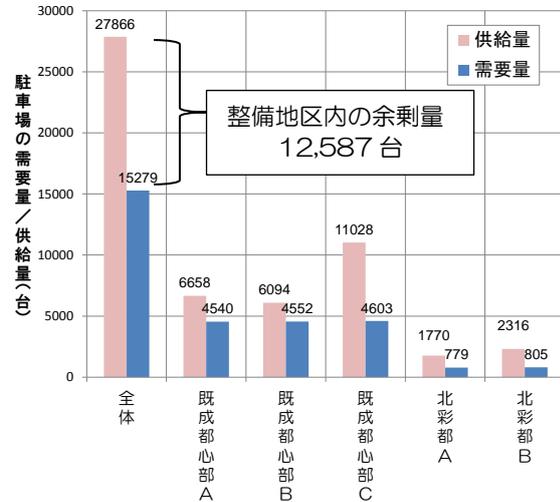


図3 現況の需給バランス（平日）

◎ 将来需要に対しても十分に確保されている整備量

将来の需給バランス(図4)を見ると、人口減少や少子高齢化に伴う自家用車の利用低下や既存駐車場の廃止などの影響を受けつつも、北彩都あさひかわ地区の開発進展や空き地の駐車場化などにより、供給量・需要量共に微増すると予想されます。

こうしたことから、現在の駐車場の整備量を踏まえると、将来の駐車需要に対しても十分な駐車台数が確保されていると言えます。

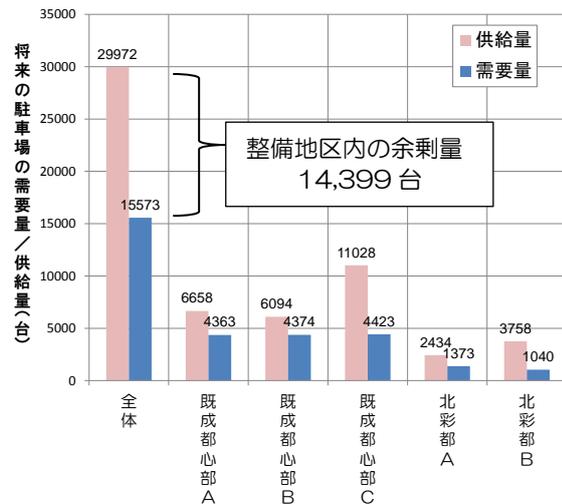


図4 将来の需給バランス（平日）

また、駐車場利用者を対象としたアンケート結果においては、駐車場数の多寡に関して「適当」との回答が6割を上回っており、現状の整備量で比較的使用しやすい状況にあると考えられ、さらに路上駐車台数も約20年前と比べ半減していることから、今後は、これまでのような整備目標量の設定による台数のコントロールではなく、需給バランスの確保や利用者ニーズ、まちづくりの動き等に重点を置いた課題抽出を行い、必要な対策を検討していくこととします。

Ⅲ 駐車場整備に関する課題

■ 課題① 一時的な土地利用による小規模駐車場の増加

駐車場整備地区内においては、商業施設の郊外化や老朽化施設の解体等に伴い空き地が増加しており、また、依然として通勤や買物等に自家用車を使う人も多いことから、発生する空き地が即座に大小様々な駐車場として整備される状況であり、それらの多くが一時的な土地利用のための駐車場整備となっていると考えられます。

そのような中で、比較的小規模な駐車場（駐車スペースの合計面積500㎡（40台程度）未満）が多く整備されており、箇所数で全体の約9割、駐車台数では約5割を占め、図5に示すように地区全体に幅広く分布しています。

特に時間貸しの小規模駐車場については、平和通買物公園を中心とした6～9丁目付近に集中しており、1つの街区にいくつもの駐車場が隣接して配置されている地区も見受けられます。

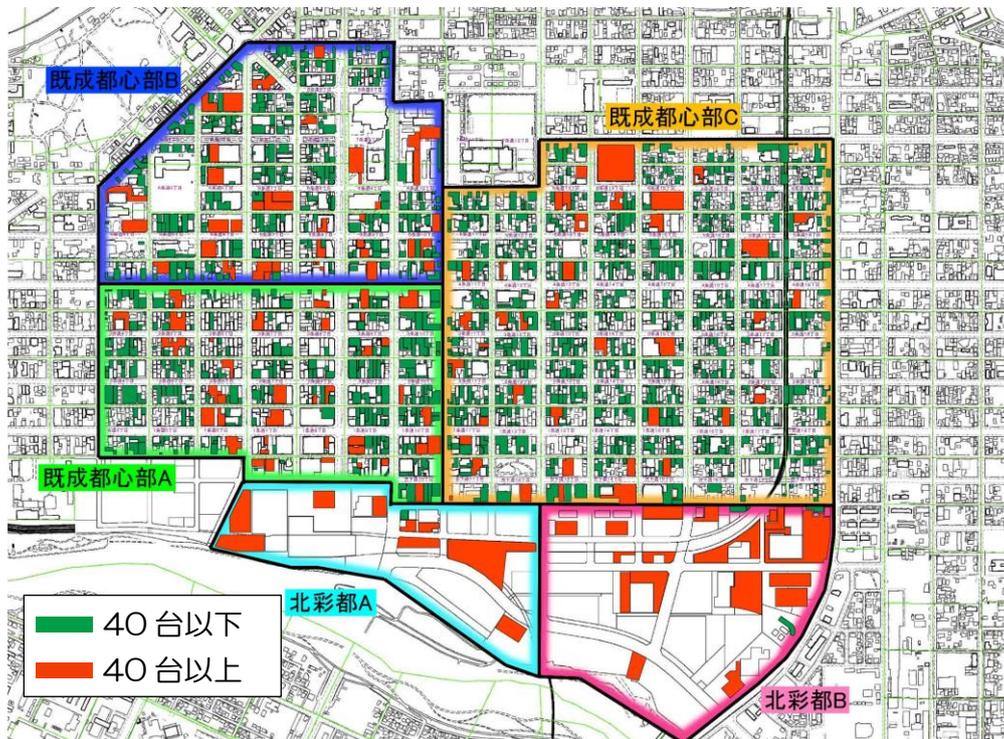


図5 規模別駐車場配置図

このような駐車場は、土地利用が進まない遊休地の一時的な活用等に効果的であるとともに、敷地の大小に関わらず整備が容易で、駐車需要の高い箇所にすぐに設置できることから、来街者の利便性向上に貢献している反面、駐車場整備に伴い出入口が最低でも1箇所は設置されることから、特に小規模駐車場が集中する地区においては、駐車場を利用する自動車と歩行者・自転車が交錯する危険性が高まると考えられます。

さらに小規模駐車場については、駐車場法等による技術基準の適用を受けないことから、駐車スペースや通路の整備において、安全性や利便性の低い駐車場が増えることが懸念されます。

■ 課題② 利用者ニーズの多様化

◎ 駐車しやすい施設整備に関するニーズ

高齢社会の進展等に伴い、バリアフリー化やユニバーサルデザインといった考え方が示されて久しく、駐車場整備においても「高齢者、身障者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「旭川市福祉の街づくり環境整備要綱」等に基づき、一定の規模・用途に対しては、車いす利用者用の駐車スペースや歩行経路の整備が進められてきているものの、地区全体としての台数確保や適正配置等への配慮が不十分な状況であると考えられます。

また、高齢者や身障者の利用に限らず、駐車場利用者を対象としたアンケート結果からも「駐車スペースの幅」や「車路・出入口の幅」のほか、「混雑状況の表示」や「出入口・順路の表示」等の整備改善を望む声が多く、駐車場の規模や運営形態に関わらず、誰もが駐車しやすい施設整備が求められています。

◎ 駐車場利用の付加サービス向上に関するニーズ

利用者アンケートにおいては、上記の施設整備に関するもののほか、駐車場の管理・運営等への要望についても調査を行っており、その回答の多くが「割引制度の充実」や「雪対策の充実」といった管理上の付加的なサービス向上を望むもので、特に「割引制度の充実」に関しては、駐車場経営者側からも商業施設や商店街との提携等を望む声が多いことから、既存制度の有効活用も含め、双方のニーズに見合った対応を図る必要があります。

さらに利用者が事前に得たい情報としても、「割引情報」「提携関係」が挙げられており、駐車場を選ぶ際の重要な要素となっていることがわかります。その他「空き状況」や「場所」に関する情報も求められており、駐車場の利用促進に向け、より適切なサービスの向上が求められています。

◎ その他様々な駐車需要に関するニーズ

その他のニーズとしては、短時間の買物や送迎、荷さばき車両等への対応が挙げられ、路上駐車は減少しているものの、時間帯によっては数多く確認される箇所もあり、これらに対しては規制や取締等の側面ばかりではなく、商業施設・商店街と連携した路外駐車場整備など有効な対策が求められています。

また、景観や街並みへの配慮に関する意識や、路上での駐停車が多く見受けられる観光バスなどの乗降場所に関するニーズが高いことも確認され、これら潜在的なニーズも含め、様々な駐車需要への柔軟な対応が求められています。

■ 課題③ まちづくりの動向への対応

◎ 中心市街地活性化等による土地利用の進展への対応

本市の「都市計画マスタープラン」においては、コンパクトなまちづくり・低炭素型都市構造・中心市街地活性化など都市整備に関する課題が示されており、さらに駐車場整備地区を含む中心市街地においては「中心市街地活性化基本計画」が定められ、都市機能の集積により賑わいを創出する様々な事業が進められています。

今後、このようなまちづくりに資する事業の進展により、都市機能の集積や土地の高度利用が図られることで、今回の将来予測を上回る駐車需要が発生し、交通環境に影響を及ぼすことが懸念されます。

また、現在進められている市庁舎建替計画の進捗に応じて、7条駐車場のあり方や位置・供給量等の見直しも必要になると考えられることから、中心市街地における駐車場整備の検討にあたっては、関連計画と十分な連携を図り、まちづくりの方針や土地利用の進展を踏まえた対策を講じる必要があります。

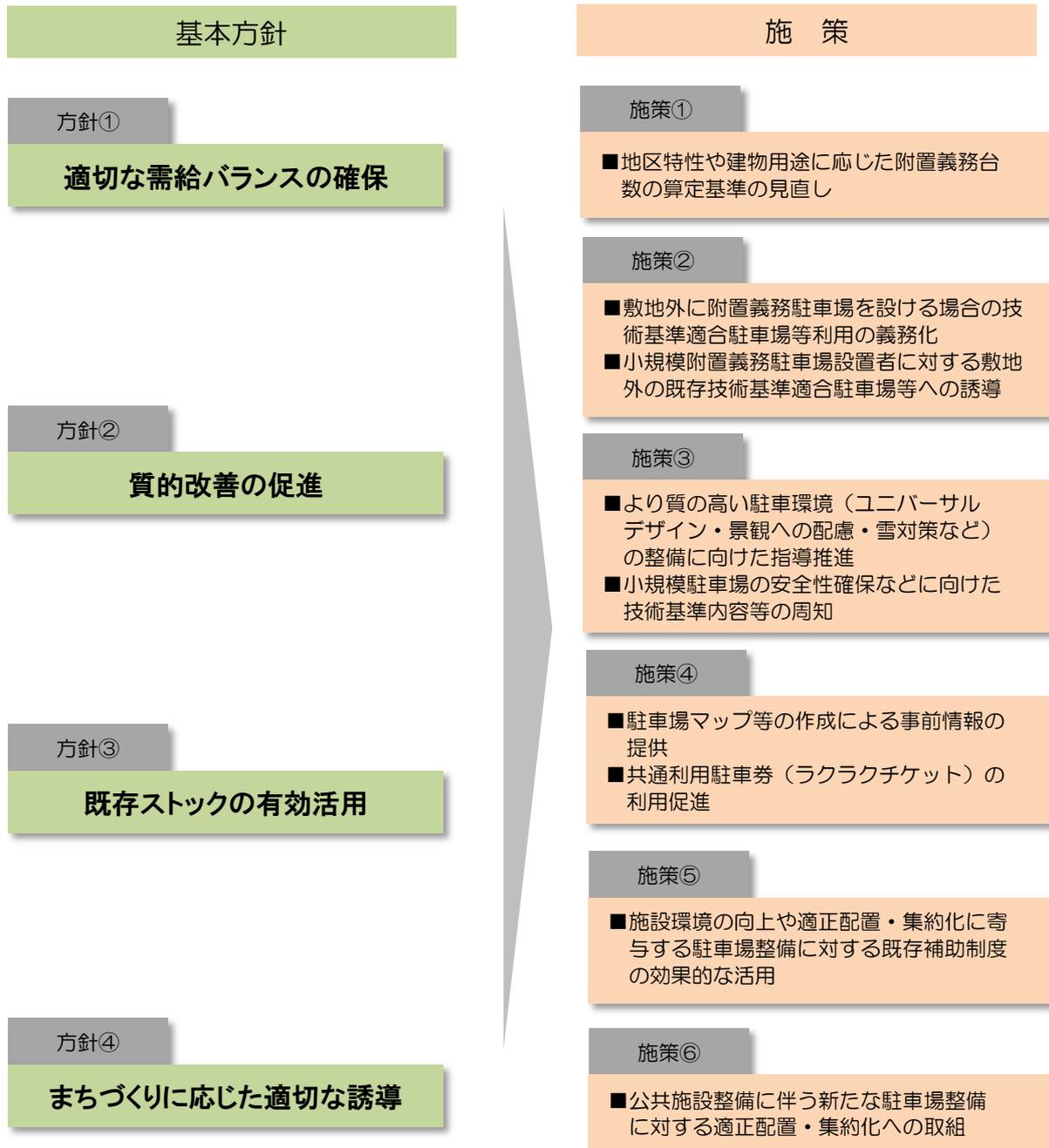
◎ 地区特性に見合った適切な需給バランスの確保

全体的な駐車場の需給バランスについては、概ね適正であると考えられますが、商業施設・事務所ビルが集積する旭川駅前の平和通買物公園付近や、大規模な平面駐車場の多い4条通以北付近などで、比較的余剰量が少ない地区も見受けられます。一方でその他の地区においては余剰量が多く、地区ごとで需給バランスにばらつきが見られます。

また、利用者アンケートの結果から、駐車場数が「少ない」との回答が3割弱あることから、局所的には不足している地区もあると考えられ、適切な需給バランスの確保を図るためには、各地区の特性や土地利用の実態に見合ったきめ細やかな対応が必要となります。

IV 駐車場整備に関する基本方針

本計画では、駐車場整備に関する課題を踏まえ、4つの基本方針を定めることとし、それらを推進するために、個別の施策を実施していきます。



V 駐車場整備に関する施策

■ 施策①

◎ 地区特性や建物用途に応じた附置義務台数の算定基準の見直し

本市においては、駐車場法の規定に基づき「附置義務条例」を定め、駐車場整備地区等において路上駐車を防止し、道路交通の円滑化を図ることを目的に、表2のとおり、一定規模以上の建築行為に対し駐車施設の附置を義務付けています。

しかし、現行の設置基準は適用地区内で一律となっており、各地区の余剰量の多寡に関わらず、画一的な量的整備を進める要因の一つとなっています。

このようなことから、建築物の集積状況や駐車場の需給バランス等を踏まえ、地区特性に見合った整備を進めるため「適用地区」の細分化や、建物用途毎の駐車需要を見定めた「建築物用途区分」の細分化など、附置義務台数の算定基準の見直しを進めていきます。

表2 現行設置基準

適用地区	駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域	
対象建築物	(特定用途の床面積+非特定用途の床面積×3/4) > 1500㎡	
建築物用途区分	特定用途 (店舗・事務所・病院・倉庫等)	非特定用途 (左記以外 ※共同住宅等)
駐車施設規模	床面積150㎡毎に1台	床面積450㎡毎に1台
駐車場設置箇所	当該建築物敷地内(概ね200mの範囲内で敷地外設置の特例あり)	

(参考) 国土交通省が示す標準駐車場条例の改正内容

改定前		駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			周辺地区又は自動車ふくそう地区
用途 人口規模	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所を除く)に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分	
	おおむね100万人以上の都市	200㎡	250㎡	450㎡	250㎡
おおむね50万人以上100万人未満の都市	150㎡	200㎡	450㎡	200㎡	
おおむね50万人未満の都市	150㎡	150㎡	450㎡	150㎡	

改定後		駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			周辺地区又は自動車ふくそう地区
用途 人口規模	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所を除く)に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分
	おおむね100万人以上の都市	200㎡	250㎡	250㎡	450㎡
おおむね50万人以上100万人未満の都市	150㎡	200㎡	200㎡	450㎡	200㎡
おおむね50万人未満の都市	150㎡	200㎡	200㎡	450㎡	200㎡

■ 施策②

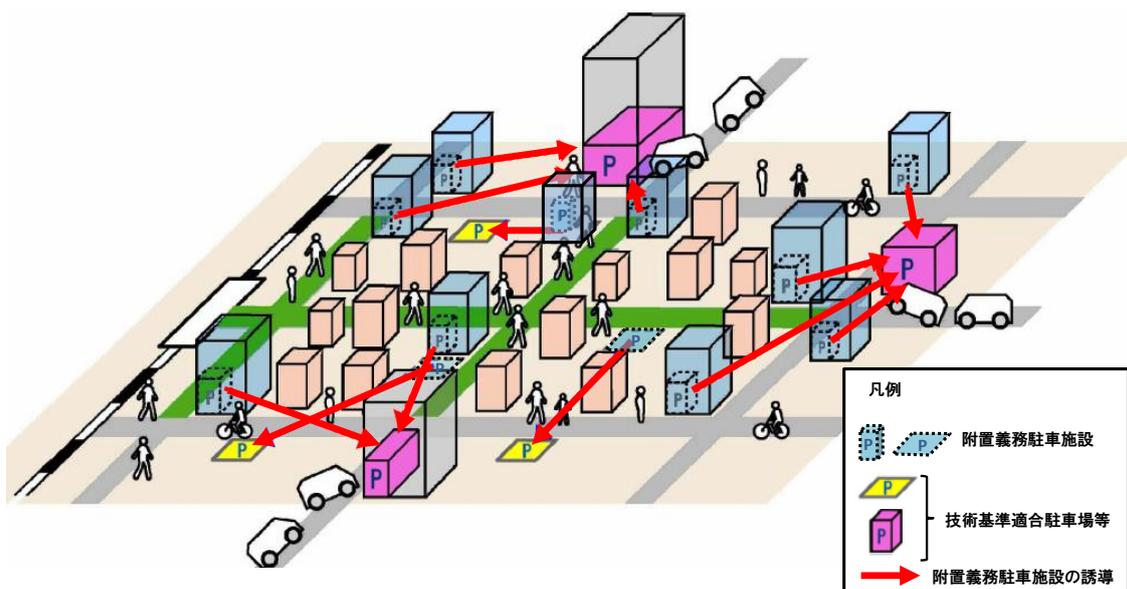
- ◎ 敷地外に附置義務駐車場を設ける場合の技術基準適合駐車場等利用の義務化
- ◎ 小規模附置義務駐車場設置者に対する敷地外の既存技術基準適合駐車場等への誘導

現行の附置義務条例において、附置すべき駐車場は原則として対象建築物の敷地内に設置することとされていますが、特例として建築物の構造又は敷地の状態により特にやむを得ない場合は、敷地外（敷地から概ね200m以内）への設置が認められています。

しかし、技術基準の適用を受けないような小規模な駐車場（駐車スペースの合計面積500㎡未満）が、敷地外の附置義務駐車場に指定されると、安全性・利便性等の確保が担保されないことに加え、遊休地の一時的な活用として整備されているものが多いことから、駐車場としての恒久性も懸念されます。

このようなことから、安全性等に配慮した一定規模以上の駐車場への将来的な集約化も見据え、敷地外に附置義務駐車場を設ける場合は、技術基準適合駐車場等の利用を義務化するよう、条例の見直しを行います。

なお、附置義務算定台数が比較的少ない建築物等については、その整備に伴う新たな小規模駐車場の発生を抑えるため、その設置者に対して敷地外の既存技術基準適合駐車場等を利用するよう誘導していきます。



■ 施策③

◎ より質の高い駐車環境（ユニバーサルデザイン・景観への配慮・雪対策など）の整備に向けた指導推進

一般公共の用に供する駐車スペースの合計面積が500㎡以上の駐車場については、駐車場法やバリアフリー新法等の規定に基づく届出（※料金を徴収しない駐車場については概要書の提出）により、出入口の位置や見通し、車路の幅、駐車スペースの寸法、車いす利用者用駐車スペースの設置など技術基準への適合が義務化されているほか、さらに本市においては、努力義務規定として、舗装化や路面表示、出入口の明示、境界柵の設置などの指導も行っています。

今後も引き続き、これら駐車場利用者や歩行者の安全性・利便性に関する指導を進めていくとともに、より一層誰もが使いやすい駐車環境となるよう、駐車スペースの寸法の拡大や順路の表示、目的地までの歩行経路の配慮等ユニバーサルデザイン化を図ります。

また、出入口の集約化や周辺環境と調和した案内看板・フェンス等の設置、歩行者目線での緑化など街並みや景観への配慮に関する項目や、堆雪スペースの確保や積雪時に対応した駐車区画の明示など雪対策に関する項目も盛り込んだ指導内容とし、より質の高い駐車環境の整備に向けた指導推進を図っていきます。



◎ 小規模駐車場の安全性確保などに向けた技術基準内容等の周知

技術基準等の適用を受けない小規模駐車場においても、駐車場利用者や歩行者の安全性の確保等を積極的に図っていく必要があることから、駐車需要が比較的高く、これらの駐車場が集中しているような地区については、駐車場管理者等に対し、駐車環境向上に向けた取組の必要性や技術基準の内容等に関して、周知・啓蒙を進めていきます。

■ 施策④

◎ 駐車場マップ等の作成による事前情報の提供

駐車場に関する情報を事前に提供することにより情報不足を解消し、利用状況の偏りに伴う徘徊車両や路上駐車が発生を抑制するとともに、来街者の利便性向上及び既存駐車場の有効利用が促進されるよう駐車場マップ等を作成します。

駐車場マップ等の作成に当たっては、時間貸し駐車場や専用駐車場が多く配置されている地区から重点的に進めることとし、駐車場の位置や規模、出入口の場所、提携施設等の情報を提供していきます。

また、観光バスなどの乗降場所についても、既設の団体バス停車場（旭川駅前広場内）や観光バス無料駐車場（大雪クリスタルホール駐車場）等の有効活用を図るため、引続き情報発信を行っていきます。

◎ 共通利用駐車券（ラクラクチケット）の利用促進

平和通買物公園付近においては、中心市街地活性化の観点から来街者の利便性向上を図るため、共通利用駐車場制度の運用を実施しており、加盟店等において一定額以上の買物をした人に対して、加盟駐車場で使用できる共通利用駐車券（ラクラクチケット）のサービスを提供しています。

今後も引続き、当該制度の利用促進に向けた周知活動を行うとともに、対象となる店舗や駐車場の加入促進及び必要に応じた制度の見直しを推進していきます。

加盟駐車場マップ (2012年9月現在)

旭川中心街共通駐車券 ラクラクチケット

お得にお買い物!!

ラクラクチケットは、まちなかのお店で共通駐車券。お買い物金額に応じて駐車券がもらえます。たくさんのお店とたくさんの駐車場が連携した駐車券システムです。

ラクラクチケットがもらえるお店 (2012年9月現在)

店名	住所	電話番号
トップアーク旭川店	旭川市旭川1-1-1	26-3306
クリスマスショップ アート・島	旭川市旭川1-1-1	26-3307
Christmas Road	旭川市旭川1-1-1	24-2777
下下下	旭川市旭川1-1-1	22-5011
TSUNAMI 工務しんしん	旭川市旭川1-1-1	23-6680
COOL	旭川市旭川1-1-1	26-5533
セーラーズニック エム楽器	旭川市旭川1-1-1	22-5546
旭川駅前 旭川	旭川市旭川1-1-1	26-5056
カフェ・マックス	旭川市旭川1-1-1	22-1120
Yoder & Vaiden Cafe	旭川市旭川1-1-1	29-1112
園形デザイン印刷	旭川市旭川1-1-1	22-0276
まつり屋	旭川市旭川1-1-1	22-1416
1 旭川 7丁目	旭川市旭川1-1-1	23-2033
くまのりく	旭川市旭川1-1-1	24-8733
1 旭川 7丁目	旭川市旭川1-1-1	26-2226
旭川駅前	旭川市旭川1-1-1	26-2091
1 旭川 10丁目	旭川市旭川1-1-1	26-5878
ドコモショップ 旭川駅前公園店	旭川市旭川1-1-1	29-0001
セブン	旭川市旭川1-1-1	22-2305
2 旭川 7丁目	旭川市旭川1-1-1	26-7707
ユウ・ユウ・ユウ	旭川市旭川1-1-1	24-1150
旭川駅前	旭川市旭川1-1-1	24-4575
macbar	旭川市旭川1-1-1	23-5077
マクドナルド旭川店	旭川市旭川1-1-1	26-5024
Deer Cafe	旭川市旭川1-1-1	27-6000
BREZZIN MUSEUM	旭川市旭川1-1-1	25-2576
2 旭川 7丁目	旭川市旭川1-1-1	27-8216
旭川駅前	旭川市旭川1-1-1	27-2766
ドコモショップ 旭川	旭川市旭川1-1-1	21-5688
旭川駅前	旭川市旭川1-1-1	26-5533
旭川駅前	旭川市旭川1-1-1	27-7488
2 旭川 7丁目	旭川市旭川1-1-1	23-6345
旭川駅前	旭川市旭川1-1-1	22-0248
旭川駅前	旭川市旭川1-1-1	22-2731
旭川駅前	旭川市旭川1-1-1	22-0303
旭川駅前	旭川市旭川1-1-1	26-7026
旭川駅前	旭川市旭川1-1-1	22-2688
旭川駅前	旭川市旭川1-1-1	22-5102
旭川駅前	旭川市旭川1-1-1	27-6355
旭川駅前	旭川市旭川1-1-1	24-0466
旭川駅前	旭川市旭川1-1-1	24-0466

■ 施策⑤

◎ 施設環境の向上や適正配置・集約化に寄与する駐車場整備に対する既存補助制度等の効果的な活用

新たな駐車場の整備にあたり、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業などの補助制度を活用する場合においては、ユニバーサルデザインへの対応や街並み・景観への配慮など、本計画に基づく質の高い駐車環境の整備を図ること、また地区特性や周辺駐車環境を踏まえ、駐車場の適正配置や集約化に寄与することなどを補助要件等に盛り込むよう制度の見直しを行い、効果的な活用を進めていきます。

■ 施策⑥

◎ 公共施設整備に伴う新たな駐車場整備に対する適正配置・集約化への取組

市庁舎建替計画など公共施設の整備に伴い、新たに公共駐車場を整備する場合においては、その規模や配置状況により周辺の駐車環境に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、需給バランスの確保に向けた十分な調査を行うとともに、関連計画と連携を図り、駐車場の適正配置や集約化といった観点からも検討を行うこととします。

また、特に公共性や恒久性が高い駐車場については、「都市計画駐車場」に位置付け、整備を進めていきます。

旭川市駐車場整備計画

平成28年（2016年）発行:旭川市

【問い合わせ先】

旭川市 地域振興部 都市計画課

〒070-8525 旭川市6条通9丁目

TEL (0166) 26-1111 (代表)

HP <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>